

## 令和 5 年度旭川市障がい者福祉施設等整備方針（案）

## 1 補助事業の概要

国庫補助を活用し、緊急性及び必要性の高い障がい者福祉施設等の整備に対し、補助金の交付を行う。

国庫補助区分	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
対象施設	既存施設の老朽化により、安全・安心の確保が困難となった障害福祉サービス事業所等（※1）
募集件数	1件
整備区分	創設, 改築, 大規模修繕等（※2）

※1 「第6期旭川市障がい福祉計画・第2期旭川市障がい児福祉計画」第7章  
 ー1「旭川市障がい者福祉施設等整備方針」(2)ーオに該当する施設整備

※2

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第105006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等設備整備費における大規模修繕の取扱いについて」により整備をすること

## 2 旭川市が推進する事業

次の全ての項目を満たす事業者による事業を推進する。

項 目	要 件	理由等
既設・新設法人の別	既設法人	事業者が障害福祉サービスの運営実績を有し、良質なサービスの提供が見込めるため。
事業実績	旭川市内で障害福祉サービス事業所等を既に運営している法人	老朽化施設の改修を行うことにより、利用者の安全を確保することを目的としているため。